迷惑防止条例のつきまとい行為の定義の改正について

2022年5月7日、東京都議会において迷惑防止条例の一部を改正する法案が可決されました。2022年10月1日から施行されます。つきましては、警視庁より本協会に説明があり、全国の会員の皆様にもご案内しますので参考にしてください。

【主な改正点】

- 1 <u>つきまとい行為の場所の定義の改正(5条の2の1項)</u>。改正前は「住居等」でしたが、改正後は「現に所在する場所」が加わり、自宅だけでなく駅やコンビニ等での待ち伏せ、つきまとい行為も取り締まりの対象になります。
- 2 <u>車の使用者の承諾なく GPS を設置することを禁止する条文</u> (5条の2の8 項9項) が新設されました。
- 3 <u>つきまとい行為に対する情報提供の禁止が新設</u>(5条の3)されました。 つきまとい行為者の「妬み」などの悪意を知りながら情報提供をした者(探偵 業者)は幇助犯として取り締まりの対象となります。迷惑防止条例においては、 つきまとい行為の幇助犯に対する罰則規定はありませんが、探偵業法6条の「人 の平穏な生活を害する行為」に加担したとして行政指導の対象となります。

以上